

相談情報共有システムの概要

令和5年4月～
運用開始

1 背景

住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、様々な分野の支援者が連携して支援していく包括的な相談支援体制の構築が不可欠となった。このような状況を受け、社会福祉法に基づく新たな事業「重層的支援体制整備事業」が創設され（令和3年4月1日施行）、米子市では令和4年4月より「重層的支援体制整備事業」を開始した。

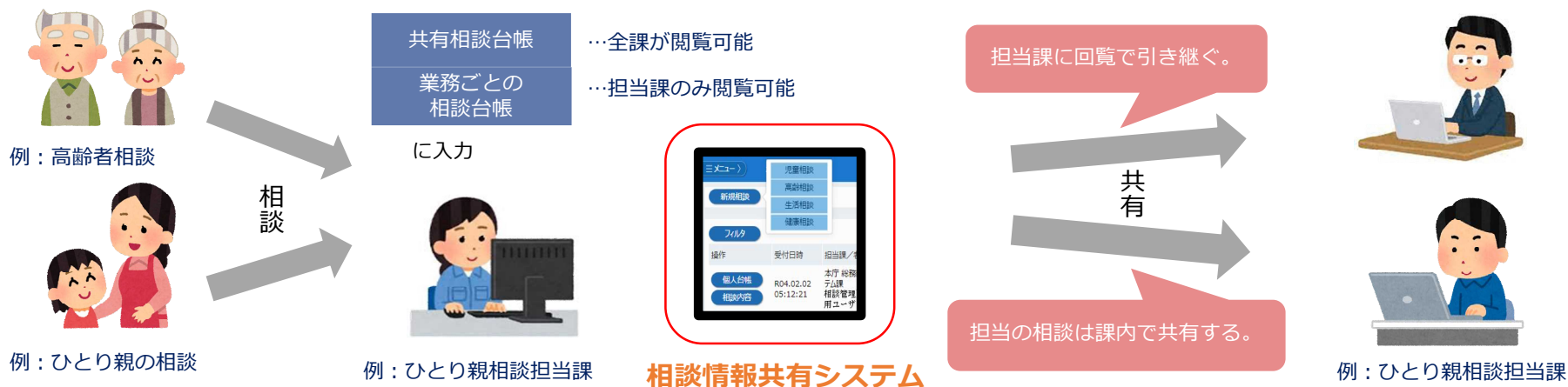
2 目的

- (1) 「断らない相談」を実践すること。（担当者不在であっても相談にのることができる体制とする。）
- (2) 相談者の利便性を向上させること。（相談者が相談先で一度説明すれば、その内容を支援者間で共有できる体制とする。）

3 システムのしくみ

相談情報共有システムは住民基本台帳データと連携しており、相談記録の蓄積と共有を行うことができる。システムには使用全課が閲覧できる「共有相談台帳」と担当課のみが閲覧できる業務ごとの相談台帳（以下、「各相談台帳」という。）があり、「共有相談台帳」は全課で共有すべき内容を記録し、「各相談台帳」は担当課内でクローズする内容を記録する。必要に応じて共有範囲を制御したり、他課に回覧機能を使って内容を引き継ぐことができる。各台帳のデータを出力し、統計等に活用することもできる。

例：高齢相談担当課



4 効果

- (1) 蓄積した過去の相談記録データの確認により、円滑な相談支援を行うことができる。
- (2) 住民基本台帳データとの連携により相談者情報の把握がスムーズになり、記録に係る手間も削減できる。
- (3) 複数課で同一のシステムを用いることにより、紙、エクセル、ワードによる記録からの脱却ができ、相談記録方法の標準化ができる。
- (4) 他課と効率的に情報を共有できることで、複合的な課題を抱える方に対して包括的な支援を行うことができる。